フィンランド　初回審査　締約国報告　付属資料２－７判例等

（JD仮訳）

2019.8

CRPD/C/FIN/1

Appendices

• Decisions by the Supreme Administrative Court and Helsinki Administrative Court

• Decisions by the Labour Court

• Decisions by the National Non-Discrimination and Equality Tribunal

• Decisions by the Chancellor of Justice

• Decisions by the Parliamentary Ombudsman

• Statements by the Non-Discrimination Ombudsman

付属資料

２　最高行政裁判所およびヘルシンキ行政裁判所の決定

３　労働裁判所の決定

４　国家差別禁止・平等法廷の決定

５　司法長官の決定

６　国会オンブズマンの決定

７　差別禁止オンブズマンの声明

訳注　文脈上明らかに単数であるのに複数形のtheyが使われていることがたびたび見られた。とりあえず本仮訳ではこの場合単数に訳した。フィンランド語の影響があるのかもしれない。

訳注　Act on Disability Services and AssistanceとDisability Services Actとは同一の法律を指して使われていると思われた。とりあえず前者を障害者サービス・支援法、後者を障害者サービス法と訳した。

**２　最高行政裁判所およびヘルシンキ行政裁判所の決定**

**パーソナル・アシスタンス**

**KHO 2011:69**

最高行政裁判所判決KHO 2011:69は、重度の知的障害のある男性の居住区域以外の活動におけるパーソナル・アシスタンスの権利を審査した。その人は、本人の理解力の範囲内で、日常生活、趣味、事務処理に関する作業について、本人の身近な具体的な事柄に関する意見であれば、自分の意見を形成し、様々な方法で意見を表明することができた。本人が必要とするパーソナル・アシスタンスの内容や提供方法を決定する能力を持っていないことを理由に、申請を却下することはできなかった。

https://www.finlex.fi/fi/oikeus/kho/vuosikirjat/2011/201102120

**KHO 12.8.2011 T 2121**

支援やコミュニケーション補助具の助けがあっても、本人が希望を表明できない状況では、能力要件は通常満たされていないと考えられる。最高行政裁判所判決KHO 12.8.2011 T 2121は、子どもの頃から自閉症、言語障害(dysphasia)、ADHDをもっていた重度の知的障害のある若者に関するものであった。パーソナル・アシスタンスは、趣味やレクリエーションのために求められたものであった。個人的なコミュニケーションは、主に表情やジェスチャー、さらには言葉として認識される音によって行われていた。また、絵やコミュニケーターを使ってコミュニケーションをとっていた。決定によると、本人は表情やジェスチャーで感情を表現することができても、法律で要求されているように、助けを必要としていることやそれを満たす方法について、本人自身が意見を述べることができなかったため、申請を却下することができるとした。援助の必要性の判断は、第三者の意見だけに基づいて行われるべきではない。

https://thl.fi/documents/470564/715504/KHO%2B2121\_2011.pdf/b298accf-b45b-4ea3-a35f1e6f806c4899

**KHO 2016:7**

最高行政裁判所の意思決定実務によって、能力要件が部分的に満たされているとみなされる可能性がある状況もあった。すなわち、能力は余暇活動におけるパーソナル・アシスタンスに十分であるとみなされたが、一方で、すべての日常的な機能において、パーソナル・アシスタンスが可能であると考えられる能力がないわけではなかったのである。（訳注　「ないわけではなかった」は「なかった」の誤記と思われるが、原文のまま訳した。）判決年鑑KHO 2016:7では、すべての日常機能において支援を必要とする申請者（applicant）が、理解の範囲内で、家庭外の活動においてさまざまな方法で自分の意見を形成し、自分の意見を表明することができるとされた。申請者はコミュニケーションをとり、いくつかの家事をこなすことができたが、援助の必要性は主に外部から判断されているようであった。コミュニケーションは、自分の好きなことを話す程度であった。

https://www.finlex.fi/sv/oikeus/kho/vuosikirjat/2016/201600125

**KHO 2017.6.14 T 2911**

決定KHO 14.6.2017 T 2911において、最高行政裁判所は、行政裁判所の決定を支持した。それによると、Aは日常的な状況で自分のニーズを表現することができるが、自分の家での生活を可能にするためのパーソナル・アシスタンスの場合に必要とされる、援助の内容とその提供方法を表現する能力を示していなかった。

https://thl.fi/documents/470564/715504/2911+2017.pdf/6804354d-29be-4a65-8c776314edeba938

**KHO 12.8.2011 T 2122**

最高行政裁判所は、子どもの観点からも資源の必要性を審査している。決定 KHO 12.8.2011 T 2122では、自閉症、言語障害、ADHDと診断された13歳の子どもを扱った。その子は、コミュニケーション、自分自身の活動、物事を覚えること、集中することなどの支援を必要としていた。その子は、指導のもとで、また支援されたコミュニケーションによって自分の意志を表現した。趣味や社会的関係の維持のためにパーソナル・アシスタンスが求められていた。最高行政裁判所によると、障害のある子どもも同世代の子どもと同じように自立する機会を与えられなければならないとしている。正常性の原則（principle of normality）によれば、障害や病気による機能的制限のために、同年齢の子どもたちが通常できることを単独で行うことができない場合には、パーソナル・アシスタンスを与えなければならない。その子は援助を必要としていることを表明できることが確認された。最高行政裁判所は、この子どもを、障害者サービス・支援法でいう重度の障害のある人であり、必要な身の回りの援助の内容や提供方法を決定する能力を持っているとみなした。

https://thl.fi/documents/470564/715504/KHO%2B2122\_2011.pdf/89288212-54c8-4938-9e3fc626d2f7d635

**サービス付き居住**

**KHO 2007.11.14 T 2900**

この事案では、複数の障害のある11歳の子どもの両親が、サービス付き居住（service housing　訳注　施設介護は必要としないが、常に手助けが必要な人のためのサービス）のサービスを自宅で提供するよう申請したが、社会福祉委員会がこれを却下した。その決定によると、未成年の子どもの世話をする親の義務を考慮すると、障害者サービス・支援法と知的障害者特別ケア法に基づいて用意される市町村のサービスで十分であるとされた。

最高行政裁判所は、この判決を破棄し、重度の障害のある人については、自宅でサービス付き居住を提供することができると判断した。知的障害のある人も「障害者サービス・支援法」でいうところの重度障害者に該当すると考えられる。障害者サービス・支援法に基づくサービスと支援機能は、重度の障害のある未成年の子どもについても、子どもの年齢と発達レベルを考慮した特別なニーズが、通常の子育てを超える特別な監督とケアを親に要求する場合には、支給対象として想定している。

http://data.finlex.fi/ecli/kho/2007/79/fin.html

**KHO 2016.8.17 T 3412**

KHO 17.8.2016 T 3412事案では、Aは、障害者サービス・支援法に基づき、特にパーソナル・アシスタンスと自宅でのサービス住宅を申請した。地方自治体は、施設以外の介護ではAの介護が確保できないだろうという事実を理由に、サービス付き居住の申請を却下した。Aは、障害者サービス・支援法に基づくサービス付き居住の提供を求めて、行政裁判所に提訴した。行政裁判所はこの訴えを検討し、決定を取り消し、サービス付き居住を提供するためにこのケースを理事会に戻した。行政裁判所によると、Aは施設での常時ケアを必要としていないと判断された。なぜなら、ニーズを満たすためには、主に医学的専門知識も特別な専門知識も、常時または長期的には必要とされないからである。非施設型のケアでもAが必要とする十分なケアを確保することは可能であった。このため、地方自治体はAのために重度障害者用のサービス付き居住を用意しなければならない。

最高行政裁判所は、行政裁判所の決定を支持し、さらに、ある人が24時間他人の助けとケアを必要としているという事実は、必ずしもサービス付き居住を受ける権利から除外されるものではないと述べた。また、障害者サービス・支援法で言及されているサービス付き居住への権利は、本人が自分の必要とする支援や支援機能の必要性を判断できることを必要としない、とした。

https://thl.fi/documents/470564/715504/3412+2016.pdf/dec47a55-4094-4b44-9db484390d938c06

**KHO 2013:6およびKHO 2013:7**

最高行政裁判所は、KHO 2013:6およびKHO 2013:7の判決において、たとえ24時間体制で誰かの助けや世話を必要とする人であっても、その人がサービス付き居住を利用する権利を必ずしも排除するものではないと述べた。これらのケースでは、サービスのニーズを満たすために、主に医療の専門知識や特別な専門知識を常時または長期的に必要としないため、常に施設でのケアを必要としているとはみなされなかったのである。非施設型のケアで十分なケアを確保することが可能であった。

https://www.kho.fi/fi/index/paatoksia/vuosikirjapaatokset/vuosikirjapaatos/1364381254210.html https://www.kho.fi/fi/index/paatoksia/vuosikirjapaatokset/vuosikirjapaatos/1364381884949.html

**住宅改修**

**KHO 17.8.2016 T 3421**

最高行政裁判所は、KHO 17.8.2016 T 3421の判決において、住宅改修に関連して申請された支援の必要性を審査した。最高行政裁判所は、特に、キッチンキャビネットを簡単に出し入れできるバスケットに変更することで、本人が日常的な機能を実行することが容易になると判断した。しかし、本人の健康状態と機能的能力を評価した結果、この改造は、「障害者サービス・支援法」とその政令で言及されている、本人の日常生活に対処する能力の観点から地方自治体が補償すべき必要な住宅改修とはみなされなかった。

**KHO 13.9.2013 T 2398**

KHO 13.9.2013 T 2398の決定において、最高行政裁判所は、アクセス可能なトイレが家の1階にあった場合、戸建住宅の上階にトイレを建設することが、障害者サービス・支援法に記載されているAの日常生活の機能を果たすために必要であるかどうかを審査した。

行政裁判所は、本件で受け取った住宅内の設備に関する報告書や、現在のトイレが設置されている建物の1階にも十分な寝室設備を設置することが可能であったことなどを考慮すると、2階にトイレを設置することで発生する費用は、Aの障害や病気によって通常の生活機能を果たすために必要となった、障害者サービス・支援法で補償される、避けることのできない費用ではないと判断した。最高行政裁判所は、この行政裁判所の判決を支持した。

https://thl.fi/documents/470564/715504/KHO+2898+2013+AS.MUUTOSTY%C3%96%2C+v% C3%A4ltt%C3%A4m%C3%A4tt%C3%B6myys.pdf/397d84e3-adf7-4251-b49c-67e0b0a13132

**輸送サービス**

**KHO 2018:64**

最高行政裁判所は、判決年鑑KHO 2018:64において、重度の障害のある子どもの輸送サービスのニーズについて記述している。2002年に生まれた重度の障害のある子どもAは、重い先天性心疾患を患っており、加えて脳梗塞による片麻痺やてんかんによって機能的な能力が弱まっていた。Aは身体的ストレスに耐えられず、吐き気を催したり、病気のためにマイナス10度以下の屋外にいることができなかった。

Aは、「障害者サービス・支援法」に基づいて輸送サービスを受けることができ、ヘルシンキ市のマトカパルヴェル（Matkapalvelu）輸送サービス（訳注　市営の重度障害者や高齢者のためのヘルシンキ・トラベルサービス）の利用義務が免除された結果、自分で選んだタクシー会社に直接、輸送サービスを注文することができるようになった。 2016年、ヘルシンキ市は、Aが13歳になったことで、市のマトカパルヴェルの利用免除をもはや認めるべきではないと判断した。

最高行政裁判所は、「障害者サービス・支援法」に基づくサービスの提供において、重度の障害のあるその子はまだ年少であることと重度の障害のために、特別な支援を必要としていると判断した。このため、地方自治体は、障害者サービス・支援法に基づくサービスを提供する際に、Aの利益と自立支援に特別な注意を払わなければならなかったのである。最高行政裁判所は、マトカパルヴェルを利用した場合、Aの重度の病気とそれに起因する機能制限によって、親を伴わない独立した移動と交通機関の自律的な利用が不合理に困難になると判断したのである。Aは再びマトカパルヴェルの利用を免除された。投票は4対1。

http://www.kho.fi/fi/index/paatoksia/vuosikirjapaatokset/vuosikirjapaatos/1524828752140.html

**KHO 2014.5.6 T 1500**

ある市の公務員が、障害者サービス・支援法に基づく輸送サービスの利用に際して同じタクシーを使用したいとする申請を拒否した。市の判断によると、その人には、輸送サービスを注文する際に中央タクシー注文番号を使用できないことについて、障害や病気に起因するものであるという理由がなかった。行政裁判所は、この問題について提出された報告書により、この人は生まれつき目が見えないことを知った。その人は特に、運転手が何をするかをコントロールしたり、必要であれば運転手が正しい住所を見つけるのを助けたりすることができなかったという事実に基づいて申請していた。この公務員は、知らない運転手ではこのような実際上の困難さがあると言われてはいた。しかしこのケースでの判断では，その人は毎回同じタクシーを使う権利が認められない市の提供する方法では輸送サービスを使うことができないということが，思いつかなかったのである。この人には、必要に応じてタクシーの運転手が乗車前と乗車後にサポートできるように、サービス補助金が与えられた。最高行政裁判所は、この行政裁判所の決定を支持した。

https://thl.fi/documents/470564/715504/KHO+1500+2014+KULJETUSPALVELU%2C+vakiot aksi.pdf/c5c54a2d-ed8e-4405-af86-7f63605ef4e6

**KHO 31.5.2005 T 1298**

KHO 31.5.2005 T 1298事案において、最高行政裁判所は、地方自治体は輸送サービスの提供方法を決定する権利をもつが、障害のある人は自分に合わせた個別の方法でサービスを提供するよう要求する機会をもつと判断した。つまり、地方自治体は、サービスの提供方法に関する要求に関しても、個別の配慮について決定しなければならないということである。

提供方法の決定に関連する事項は、例えば、同じタクシーを要求すること（障害のある人は毎回同じ馴染みのタクシー運転手を利用することを希望する）、障害のある人の個別ニーズを考慮して乗り合いの移動をしないよう要求すること、乗り合い輸送センターを通じてタクシーを注文することを障害のある人については免除することを要求すること、または障害のある人の移動に関する個別ニーズを確保し、障害や病気による移動の制限を考慮した他の類似した交通サービスの提供方法を要求することなどが考えられる。

ヘルシンキ行政裁判所 2007.5.10 NO.070559/6

ある公務員が、重度の障害のある人からの、通勤と余暇活動のために同じタクシーを利用する権利を得ようとする申請を、市が却下した。却下の理由は市のマトカパルヴェル輸送センターでその輸送が提供されるからというものであった。このケースでは、重度の障害のある申請者は、通勤のために輸送サービスセンターがオーダーした車を使用することができず、その人が病気や障害のために使用できない車両が到着し、仕事に遅刻してしまうことがしばしばあったと述べている。

行政裁判所は、重度障害のある人の輸送サービスは、（輸送サービスセンターの利用者案内に記載されていることとは異なり）、常に輸送サービスセンターを通じて提供できるわけではないと判断した。行政裁判所は、重度の障害のある人の通勤の問題であるため、通勤のための交通サービスの提供には、通常のタクシーの使用が必要であると判断した。

**住宅サービスとプライバシーの保護**

**KHO 2002:75**

最高行政裁判所は、判決年鑑KHO 2002:75において、プライバシー保護の観点から住宅サービスのあり方を扱った。この決定によると、施設の評価は、公的な生活要件と、プライバシーの保護などの住民の基本的権利の両方を考慮しなければならない。この決定によると、家庭的な生活には、居住者が自分の部屋を持つことが必要である。住宅の形態に関わらず、誰もがプライバシーに対する基本的な権利を有している。

https://www.finlex.fi/fi/oikeus/kho/vuosikirjat/2002/200202807

**３　労働裁判所の決定**

**TT 2018:8**

TT 2018:8事案では、ある従業員が労働能力の根本的かつ恒久的な低下を理由に、仕分け、積み込み、荷降ろしの仕事を解雇されていた。利害関係者は、その従業員が以前の仕事を行うことができなくなったという事実で一致していた。会社には、労働能力が低下した従業員が適切な仕事に就けるかどうかを判断するためのテストがあった。従業員に対して行われたテストには、労働能力の低下をもたらした事故の前に行っていたのと同じ作業が含まれていた。これらの作業は、従業員の残された労働能力に対応するようなものではなかったため、雇用主は解雇された従業員の他の仕事に対する労働能力を立証していないとみなされた。

雇用主は従業員を解雇した際、労働協約に反する行為をしたとみなされた。雇用主は、雇用契約の根拠のない終了に対して、従業員に補償金を支払うことを義務付けられた。https://www.tyotuomioistuin.fi/fi/index/tyotuomioratkaisut/tyotuomioratkaisut/1517999829696.html

**TT 2016:65**

TT 2016:65事案では、従業員は、労働能力の根本的かつ恒久的な低下を理由に、購買担当者としての職務を解雇された。利害関係者は、この従業員が以前の業務を遂行することができなくなったという事実で一致していた。

解雇の前に、雇用主は輸送監督者の仕事に別の人を雇っていた。雇用主は、解雇された従業員が専門的なスキルと経験に基づいてこの仕事に適していたにもかかわらず、この仕事を提供しなかった。

裁判所は、難易度の点では、輸送監督者の仕事は購買監督者の仕事よりもはるかに簡単であると判断した。雇用主は、解雇された従業員の輸送監督者としての労働能力や、労働方法や勤務形態の変更など、彼らに適した仕事に再編成する機会を調査しなかった。雇用主は、従業員に仕事に対応できることを証明する機会を与えなかったことについて十分な理由がなかった。他に解雇の理由はなかった。雇用主は、従業員を解雇する際に、従業員保護協定に反する行為を行ったとみなされた。雇用主は、雇用契約の根拠のない解除に対して、被雇用者に補償金を支払う義務を課せられた。

https://www.tyotuomioistuin.fi/fi/index/tyotuomioratkaisut/tyotuomioratkaisut/1465454115929.html

**４　国家差別禁止・平等法廷の決定**

**障害者差別に関する国家差別禁止・平等法廷の特定の決定の略述（2015-2018）**

**21/2015**

**2015年12月14日、本会議**

申請者（applicant）は、自分が訓練を受けた仕事でフルタイムで働くことができるとは考えていなかった障害者である。この人はオーボ・アカデミ大学の特別教員研究コースに合格していた。申請者は、勉強の期間中、失業手当を支給されるべき特別な理由があると考えた。

申請者は失業給付金を継続するために、雇用経済開発局に勉学の記録を提出した。失業給付法に基づき、雇用経済開発局は申請者が失業給付を受けるための労働政策条件を調査し、2015年1月23日に拘束力のある労働政策見解を失業基金に提出した。その見解によると、申請者はフルタイムで勉強していたため、失業給付を受ける権利がなかった。

この問題が国家差別禁止・平等法廷で処理されたとき、雇用経済開発局による回答とさらなる説明では、差別禁止法上の義務を考慮していることが示されなかった。

国家差別禁止・平等法廷は、裁量的給付に関する決定を行う際、当局は差別の禁止に関する差別禁止法の規定を適用しなければならないと述べた。

国家差別禁止・平等法廷は、申請者が差別禁止法に基づいて考慮されるべき問題を提示していたにもかかわらず、差別禁止法第15条に規定されている合理的配慮を評価しなかったため、雇用経済開発局は差別禁止法第5条第1項に基づく平等の実現を促進する義務を怠ったと判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、申請者が他の成人学生の中の大学生という法的立場にあることは、差別禁止法の差別禁止に含まれる差別禁止事由のリストにある「その他の個人的特徴」にあてはまると判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、申請者の状況は他の成人学生と比較できない（訳注　原文がnot comparableであるので「比較できない」と訳したが、notを誤って入れたことが考えられる。その場合には「比較できない」ではなく「同等である」となる。）ため、申請者は他の成人学生との関係において差別されていないと判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、公共雇用と企業サービスに関する法律および雇用・経済省による関連の適用政令は、申請者が要求する方法で法律を解釈することを妨げないと判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、申請者にとって否定的であった雇用経済開発局が起草した労働政策見解や、この問題に関するその他の文書には、申請者のケースを検討する際に、差別禁止法第15条1項に基づく合理的配慮のための当局の義務が考慮または適用されたことは示されていないとした。

また、国家差別禁止・平等法廷は、差別禁止法第15条によれば、当局は、障害のある人が他の人と平等に、当局により自分の問題を処理してもらい、教育、仕事、一般に入手可能な商品やサービスにアクセスできるように、また、仕事のタスクを管理し、キャリアアップを図ることができるように、それぞれの状況で必要な適切な調整を行わなければならないとしていると述べた。差別禁止法第15条の文言は、障害のある人が当局に合理的配慮を明示的に要求したり、その他の方法で（合理的配慮実施に）貢献したりすることを、当局の合理的配慮実施義務の条件とはしていない。

合理的配慮を必要とする障害のある人一人ひとりのニーズに具体的に対応するという要件と、フィンランド憲法第22条に基づく基本的な権利や自由、人権の遵守を保証するものである合理的配慮を求める差別禁止法第15条第1項に規定された当局の責任を解釈・適用するという当局の義務に特に注意を払いながら、国家差別禁止・平等法廷は以下のように判断した。雇用経済開発局が2015年1月23日に、申請者が特別教員および学術（教育）修士となるためにオーボ・アカデミ大学でフルタイムで学んだことを理由に失業給付を受ける資格がないとする労働政策見解を失業基金に提出した際、差別禁止法第8条第2項の差別禁止に違反して申請者に合理的配慮を拒否したと判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、雇用経済開発局が差別禁止法の第15条に基づく合理的配慮の責任を怠ったと判断した。同法廷は、雇用経済開発局が差別禁止法第8条に違反する差別を継続または反復することを禁止し、雇用経済開発局に対し、差別禁止法第15条に基づき必要な適切な配慮を行うよう命じた。

 (投票数 7-6)

法的に無効。

**31/2015**

**2015年12月14日、本会議**

申請者は、銀行が視覚障害を理由にインターネット・バンキングの個人識別コードを付与せず、必要な合理的配慮を行わなかったため、差別を受けたと考えた。申請者は、自分に対する差別の禁止と、その禁止を強化するための既定の罰金を課すことを要求した。銀行は、安全性を考慮して申請者にインターネット・バンキングのIDコードを与えることを拒否し、申請者の合理的配慮の要求を不合理と考えた。銀行は、申請者が要求した合理的な対応が安全でないことや、損害の危険性があることを表明していなかった。

国家差別禁止・平等法廷は、申請者が要求した調整は、差別禁止法の第15条で言及されている方法で合理的であるとみなした。同法廷は、銀行が銀行サービスを提供する際に、申請者や他の視覚障害のある人に対する差別を継続または反復することを禁止し、視覚障害のある人が他の人と同等にインターネット・バンキングの個人識別コードを含む銀行サービスを受けることができるように、差別禁止法第15条に基づいて必要な適切な調整を行うよう銀行に命じた。国家差別禁止・平等法廷は、禁止決定とその命令を強化するために、既定の罰金を5万ユーロとした。(投票)

 法的に有効 - 銀行は申請者が要求した合理的な調整を行った。

**47/2015**

**2016年3月31日、本会議**

申請者は、移動するために車椅子を使用しなければならない障害のある人である。申請者は、両替に行く途中であったが、入り口がアクセスできないため、両替所にアクセスできなかった。他の客と同じように店内で両替をすることができなかったため、差別を受けたと考えた。申請者によると、両替所は申請者が店内に入ることができるように取り外し可能なスロープを用意すべきだったとのことである。申請者の意見では、路上での両替は安全上のリスクがあり、この状況では適切で合理的な配慮ではなかったとのことである。

両替所は客に、移動に不自由のある方に建物の外でサービスを提供する機会があることを知らせていた。また、他の両替所を案内する機会も提供していた。同社によると、取り外し可能なスロープを設置すると、車椅子の利用者と職員の両方の安全性が損なわれる可能性があったという。

国家差別禁止・平等法廷は、受け取った説明に照らして、調整によって危険が生じてはならないため、取り外し可能なスロープを設置することはこの状況では適切ではなかったと述べた。

また、この状況では、お金が取り扱われることも考慮しなければならないとしている。サービスが提供される状況は、合理的配慮の後、障害のある人にとって他の客と全く同じである必要はないが、屋外で通貨を交換する場合、障害のある人に屋内でサービスを提供する場合と同じ保護を提供することは不可能である。このような調整自体は状況によっては適しているかもしれないが、申請者は屋外での両替には安全上のリスクがあると正当に感じており、提供された配慮は差別禁止法で定められた適切なものとは考えられない。

国家差別禁止・平等法廷は、このような状況において、申請者を最寄りのアクセス可能な両替所に案内することは、合理的な配慮であると判断した。この法廷の見解では、これにより申請者は他の人と平等に両替サービスを受ける機会を得ることができたと考えられる。

さらに、申請者は、両替所が他の客にはサービスを提供したのに，申請者には提供されなかったため、差別を受けたと考えていた。ところがその時は両替所には警察官がいて、安全のために職員が両替所から出ることができなかったという状況にあった。このようなまれで例外的な状況下で、客にサービスを提供できなかったのは、客観的に見て、申請者の障害が原因であるとは考えられない。担当者のミスにより、受付にアクセスできる別の人がサービスを受けられたという事実は、差別の推定を他の方法で評価する理由にはならない。

国家差別禁止・平等法廷はこの申請を却下した。

 法的に有効。

**60/2015**

**2016年3月31日、本会議**

申請者は、移動するために車いすを使用しなければならない障害のある人で、レストランでアクセシブルなトイレが使えなかったため、障害による差別を受けたと考えた。

建築基準によれば、そのレストランには客が利用できるアクセシブルなトイレがなければならない。その後、アクセシビリティ担当者がレストランを視察した際に、アクセシブルなトイレが物置として使用されていること、標識がないこと、ドアを引いて閉めるためのハンドルがないことが判明した。アクセシビリティ担当者は、アクセシブルなトイレを適切な状態にするよう店長に要請した。

国家差別禁止・平等法廷によると、このケースは差別の推定をもたらした。受け取った説明に基づいて、法廷は、申請者がレストランを訪れたときに、アクセシブルなトイレが客に利用可能であったという被申立者（respondent）の単なる主張は、差別の推定を反証するのに十分ではないと判断した。また、被申立者は、無差別法第15条で言及されている自分たちの行為の正当性を提示していなかった。

国家差別禁止・平等法廷は、レストランの行為が、アクセシブルなトイレを必要とする障害のある人を差別したと判断した。審判所は、同社が差別を継続・反復することを禁止した。

法的に無効。

**27/2015**

**2016年6月7日、本会議**

申請者は視覚障害があり、VRグループ企業（訳注　フィンランド国有鉄道株式会社）の無料介助者チケットが同社のオンラインショップや券売機で入手できず、介助者チケットを持って旅行する人は18歳以上であることが要求されたため、差別されたと考えた。介助者チケットが同社のオンラインショップで購入できるようになったとき、同社のオンラインショップでは、介助者チケットを利用する障害のある人は、視覚障害のある人または車椅子の乗客であり、介助者の無料旅行を受ける権利があるという旨の記述を別途提出する必要があったため、申請者は差別を受けたと考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、VRグループ企業が提供する無料介助者チケットは、差別禁止法第15条で言及されている方法で障害のある人の要求に基づいて個々のケースで状況に応じた対応を行う合理的配慮のケースではないと述べた。

同法廷は、オンラインショップで介助者チケットを入手できることと、介助者チケットを持って旅行する人の年齢が18歳であるという要件に関する範囲で、これらの要素は差別の推定を生じさせないとして、申請を却下した。

VRグループ企業は、障害のある人がオンラインショップで無料介助者チケットを入手する際に必要な別の記述の要件を、このサービスが車椅子の利用者と視覚障害のある人にのみ利用可能であることを強調したいという理由で正当化した。

しかし、国家差別禁止・平等法廷は、割引や無料チケットを受けることができる他のグループにはこの要件は求められていないと述べた。したがって、障害のある乗客にそれを要求することは、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いとなるため、受け入れられない。

法廷は、VRグループ企業が差別の推定を反証することができないと判断した。同社は、申請者および介助者チケットを利用する他の障害のある人に対して、オンラインストアで視覚障害のある人または車椅子の乗客であり、介助者の無料旅行を受ける権利があるという旨の別個の記述を要求することにより、差別を行った。

国家差別禁止・平等法廷は、同社が差別を継続・反復することを禁止した。

 法的に有効。

**154/2016**

**2016年11月10日、分科会**

申請者は視覚障害のある人であり、店員が食料品の購入をいつも手伝ってくれるわけではなかったため、店で適切な支援を受けていないと考えた。

被申立者は、申請者を差別したことを否定している。この店はセルフサービスの店として設計されており、店員の配置もそれに合わせて計画されている。店内で客の手伝いをすることは意図されているが、店には別にアシスタントや購入のサービスはない。

国家差別禁止・平等法廷は、提示された説明を考慮して、店は差別禁止法第15条に基づく合理的配慮を怠っておらず、また営業において申請者からの合理的配慮を拒否していないと判断した。

法的に無効。

**117/2016**

**2016年12月16日、分科会**

申請者は盲ろう者であり、障害のある人向けの通訳サービスを利用する権利が、法的に認められている。ポルトガルに電話をかけようとした際に、通訳サービスを受ける機会を拒否された。申請者が希望した特定の通訳者は、フィンランドの社会保険機関であるケラ社が要求する盲ろう者のための通訳コースを受講していなかった。2013年にケラ社が作成した契約条件によると、盲人の指導と盲人の説明を含むコースを修了した通訳者が、盲ろう者のための通訳をすることができる。申請者は、この契約条件に合わないことをたてにケラ社が、特定の状況下で特定のグループからの通訳サービスを拒否することになったと考えた。契約の条件を満たす、ポルトガル語に堪能な通訳者がいなかったため、申請者は通訳サービスを受けることができなかったのである。申請者は国家差別禁止・平等法廷に対し、フィンランド社会保険機関の障害者通訳サービスセンターが障害に基づく差別を継続したり、繰り返したりすることを禁止するよう求めた。申請者は、禁止を強化するために課される既定の罰金を要求した。

被申立者は、申請者を差別したことも、契約が差別的であったことも否定した。申請者は、通訳イベントの間近に通訳の発注をした。また、特別な専門知識（ポルトガル語の能力）を必要とする注文であった。盲ろう者向けのサービスを行っているポルトガル語が堪能な通訳者が、ケラ社の非常勤雇用者登録利用システムで1名見つかった。しかし、この通訳者が利用できなかったため、申請者にサービスを提供することができなかった。ケラ社は、申請者の注文を実現するために、サービス提供者として利用可能なあらゆる手段を講じた。

国家差別禁止・平等法廷は、明らかに平等な理由で、聴覚と視覚の障害に関する理由により、申請者が他の人と比べて不利な立場に置かれていることから、間接差別の可能性があると考えた。法廷は、通訳者に設定された要件は柔軟性に欠け、盲ろう者の個別の通訳における個別のニーズは、その要件の適用の際に考慮されていないと判断した。法廷は、通訳の質を確保するという目的を達成するために用いられた方法は、それ自体は許容できるものであっても、適切かつ必要なものではなかったと判断した。申請者が以前に利用したことのある通訳者を提案し、その通訳者が利用可能であったことから、法廷はKela社が提示した拒否要因はKela社の手続きを正当化するものとは考えなかった。

国家差別禁止・平等法廷は、Kela社が申請者を差別したと判断し、Kela社が差別を継続・反復することを禁止し、決定を強化するために5,000ユーロの既定の罰金を設定した。

(投票)

法的に有効。

**146/2016**

**2016年11月25日、分科会**

申請者は、ある企業が宣伝イベントとして一時的にオープンしたサウナを、車椅子を使用している人が利用できなかったことについて、企業が間接的に差別したと考えた。被申立者によると、評価対象のサウナは企業の実際の業務としてのサービスを提供するものではなく、イベントは短時間で地域限定、無料であるため、従来のサービスに対応した形でのアクセシビリティの実施は不可能であった。

国家差別禁止・平等法廷によると、同社がアクセシブルな施設を使用して広告イベントを実施することは経済的に可能であったという。同社は、サウナを誰でも利用できるものとして販売していた。法廷は、平等と表示されたものの、実際には申請者は障害のために他の人と同じようにサービスを利用することができなかったと判断した。純粋なマーケティング目的だと訴えたが、会社は、差別禁止法第13条で言及されている間接差別を解消する活動の正当な目的を提示していなかった。国家差別禁止・平等法廷は、会社は申請者の説明で生じた差別の推定を覆すような証拠を提示していないと述べた。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者が申請者を間接的に差別したとみなし、会社が差別を繰り返したり、継続したりすることを禁止した。

法的に有効。

**185/2016**

**2016年11月25日、分科会**

障害のために車椅子を使用して移動している申請者は、レストランへのアクセス可能な入口が正面入口に接続されていないように配置されていた場合、このレストランの行為は、障害のある人に対する禁止された差別的扱いだと考えた。国家差別禁止・平等法廷は、認められた建設許可に沿ったレストランへのアクセス可能な入り口が配置されており、この入り口を使用して、車椅子を使用する障害のある人は適切にレストランにアクセスすることができたと述べた。法廷は、本件は差別の推定を生じさせないと判断し、申請を却下した。

法的に有効。

**152/2016**

**2017年4月20日 分科会**

 申請者は視覚障害のある人で、ロヴァニエミ市の障害者輸送サービスのウェブサイトに掲載されている社会福祉法および障害者サービス法に基づく輸送利用者のためのガイダンスがスクリーンリーダーで読めないこと、および障害者輸送サービスが申請者に（オンラインではなく）電話による輸送サービスの注文を推奨したことから、差別を受けていると考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、ロヴァニエミ市の障害者輸送サービスが、障害者輸送サービスのウェブサイトに掲載されている社会福祉法と障害者サービス法に基づく輸送利用者のためのガイドラインがスクリーンリーダーで読めなかったため、申請者の障害に基づいて間接的に差別したと判断した。また、ロヴァニエミ市は、申請者が障害者輸送サービスに寄せた意見に基づいて合理的配慮の必要性を検討しなかったことにより、差別禁止法第5条1項に基づく平等を促進する義務を怠ったと判断した。法廷は、ロヴァニエミ市が申請者やその他の人々に対する差別を継続することを禁止し、申請書の他の部分を却下した。

法的に有効。

**150/2016**

**2017年4月20日、分科会**

障害のために車椅子を使用している申請者は、アクセシブルであることを意図したレストランが数ヶ月間アクセシブルでない入口を使い続けていたため、障害のある客が他の客との関係で不平等な立場に置かれたことが差別であると考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、差別禁止法に基づく差別禁止の違反を評価するだけであり、アクセシビリティ規制の内容、規制に沿って行われた工事、発見された欠陥を評価する権限はないと述べた。

国家差別禁止・平等法廷は、認可機関が特定の目的のために建物を認可しており、その認可が特に古くない状況では、建物を使用に供する者（所有者）は、それを建物がアクセシビリティ規制に準拠している根拠にすることができると述べた。このケースでは、建物は2015年2月に前の所有者の時に使用が承認されており、2016年6月1日に建物が被控訴人の所有になっていた。国家差別禁止・平等法廷は、承認が非常に最近のものであったため、建物を使用に供する者は、建物のアクセシビリティに関する当局の承認を根拠にする権利があると判断した。

しかし、同法廷は、建物のアクセシビリティが以前に承認されたからといって、後になって障害のある人を差別するようなアクセシビリティのない建物が出現する可能性を排除することはできないと判断した。

この件に関する説明によると、訴えられた会社のCEOは、申請者からの最初の連絡の約2週間後にレストランを訪れ、アクセシビリティの状況を把握し、恒久的な修理を命じた。仮設のスロープは、申請者が最初に連絡してから約1ヶ月半後に設置された。

国家差別禁止・平等法廷は、アクセスの悪さが顕在化した際に、会社が他の客と比較して申請者を不利な立場に置いたことは証明されていないと述べた。法廷は、会社が提示した説明に基づいて、差別の推定は否定されたと判断した。したがって、申請を却下した。

法的に有効。

**102/2016**

**2017年4月20日 分科会**

差別禁止オンブズマンは、フィンランド航空が、身体障害のために3つの隣接した座席を必要とする乗客に対して差別禁止法に基づく合理的配慮をしなかったことで、身体障害のある人を差別したといえるか調査するよう国家差別禁止・平等法廷に要請した。

国家差別禁止・平等法廷は、当事者Tが3枚の基本航空券の合計金額で3つの隣接した座席を購入しなければならないという事実は、不合理なコストであり、そのために参加者は航空サービスを利用することができなかったとみなした。

同法廷は、企業の事業基盤や製品の価格設定の自由は、商品やサービスの提供者を、合理的配慮を行うという差別禁止法上の義務から解放するものではないと判断した。

法廷は、フィンランド航空は重要な上場国営企業であり、その事業は顕著な経済効果を持つと述べている。無償で航空券を提供したり、航空券の値段を大幅に引き下げたりすることは、会社に収入の損失をもたらすが、航空券の値段によって生じる損失に対処する会社と当事者Tの双方の能力は、本件で評価されなければならない。当事者Tの障害の特異性と推定される稀少性、およびこの合理的配慮の特殊性を考慮すると、本件で必要とされる合理的配慮は、会社の価格設定の一般的な自由に影響を与えない。

法廷は、フィンランド航空が当事者Tに対する合理的配慮の手配を怠ったため、身体的障害に基づく差別を行い、差別禁止法に違反していると判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、フィンランド航空が航空交通サービスにおいて当事者Tまたは他の人に対する差別を繰り返したり、継続したりすることを禁止した。

法的に無効。

**139/2016**

**2017年4月20日、分科会**

障害のために車椅子を使用している申請者は、ポスティ社（訳注　フィンランドを中心に通信、郵便、輸送などの事業を展開する企業）の小包用ロッカーの一部が高すぎて車椅子の人や背の低い人が届かないため、差別されたと考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、ポスティ社のサービスを利用するという観点でいえば、小包を小包所で受け取ることとサービスポイントで受け取ることに大きな違いはないと述べている。ポスティ社は、客に対して、小包サービスを利用するか、ポスティ社のサービスポイントを利用するか、また特定のどのサービスポイントを利用するかを選択する機会を多く提供している。また、小包ポイントを利用する際、客は事前にどのロッカーに荷物が入っているかを確認することができる。ロッカーの高さが高すぎる場合は、ポスティ社のスタッフが別のロッカーに荷物を移動させることができる。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者の説明によれば、車いす利用者や身長の低い人でもアクセスできるようにサービスを編成することが可能であり、したがって本件において合理的な配慮を怠っていないと述べた。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者が差別の推定を反証し、無差別法第8条の差別禁止に違反していないことを証明したと判断した。したがって、同法廷は申請を却下した。

法的に有効。

**158/2016**

**2017年5月29日、分科会**

障害のために車椅子を使用して移動している申請者は、会社がパレットトレーラー（訳注　牽引可能な荷台車）に展示したモデル住宅にアクセスできなかったことで、被申立者が間接的に差別したと考えた。申請者は、本件では合理的配慮が評価されていないと考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者のような大企業は、サービスを提供する際に、そのサービスを利用したい人のために広範囲に準備しなければならないと述べた。法廷は、被申立者が可動式のモデル住宅の導入が誰かに対する差別につながらないことを事前に確認すべきだったと考えた。法廷の意見では、申請者が他の方法で展示された住宅についての情報を受け取る機会があったという事実は、その方法では展示されていたモデル住宅と同等のサービスを得ることができなかったため、本件の評価にとって重要ではないとしている。

国家差別禁止・平等法廷は、申請者の説明に基づいて生じた差別の推定を反証する証拠を被申立者が提示していないと判断した。被申立者が平等であると提示した方法では、実際には申請者は障害のために他の人と同様に被申立者が提供するサービスを利用することができなかったので、法廷は被申立者が申請者に対して間接的に差別したと判断した。申請者は合理的配慮を要求しなかったため、被申立者が提案した可能な合理的配慮は評価されなかった。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者が差別を繰り返すことを禁止した。

(投票)

法的に有効。

**249/2017 (26/2015)**

**2017年6月8日、分科会**

2015年12月14日に出された決定において、国家差別禁止・平等法廷はAの申請を却下した。Aは、被申立者が一般に公開された政治討論会を開催する際に差別禁止法の間接差別の禁止に違反していると述べ、被申立者が差別を繰り返すことを禁止することを求めていた。Aがこの決定を不服として控訴した後、トゥルク行政裁判所は、被申立者が差別の推定を反証できなかったと考え、国家差別禁止・平等法廷の判決を破棄し、本件を同法廷に差し戻した。

被申立者は、伝統的にイベントをどこかのビアレストラン、通常はレストランKで開催していることを明らかにしていたが、2015年4月16日に開催されたイベントを開催する際にすでにスペースが予約されていたため、例外的にレストランTで開催された。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者がイベントの通常の開催場所としてあげていたスペースはアクセス可能であると判断した。

被申立者は、イベントの場所はできるだけアクセスしやすいように選ぶようにしていると述べていた。被申立者は、将来的には施設のアクセシビリティにもっと注意を払うと発表していた。

トゥルク行政裁判所に提出された説明によると、2016年にも同様のイベントが同じアクセス不可能な施設で開催されていた。国家差別禁止・平等法廷は、2015年12月14日に決定を下した際には、決定後も被申立者がアクセスできない施設で同様のイベントを開催する意図があることを知ることはできなかったと述べている。トゥルク行政裁判所に送られた説明書では、被申立者は2016年4月26日に一般公開されたイベントをアクセスできない施設で開催することについて、受け入れられる理由を提示していない。また、被申立者は、2017年3月31日の法廷への回答においても、アクセスできない施設でイベントを開催したことについて許容できる理由を提示していない。

したがって、国家差別禁止・平等法廷は、被申立者がその行為を継続し、車椅子を使用する障害のある人がアクセスできない施設で一般向けのイベントを開催していた場合、それは例外的なスペースの手配の問題として許容できる理由に基づくものではないと判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、その禁止決定を強化するために、既定の罰金を2,000ユーロに設定する必要があると考えた。

法的に有効。

**313/2017**

**2017年10月26日、分科会**

障害のために車いすを使って移動している申請者は、車いす用スロープが挟まったために出発が遅れるという列車職員のアナウンスが、申請者にとって屈辱的な雰囲気を醸し出していると認識したため、差別を受けたと考え、ハラスメントの事例とした。

申請者は次のように主張した。列車職員のアナウンスは、同じ車両に乗っていた他の乗客に、出発の遅れは車椅子用スロープの故障が原因であると明かした。列車には他に車椅子の乗客がいなかったため、申請者が、（警備員が問題を解決する際に鉄道交通管制官と話した）車椅子使用者であることが明白となった。

しかし、国家差別禁止・平等法廷は、申請者は、列車職員の行為が、差別禁止法第8条第1項に記載された理由により、列車職員が申請者に対する敬意を根本的に欠いていたと推定されるような方法で人間の尊厳を傷つけたと考えられる、あるいは、列車職員が申請者の他者と平等に扱われる権利に疑問を呈したと推定されるような説明を提示していないと述べた。

仮に申請者が、列車の出発が9分遅れたことによる乗客の不満が申請者に向けられたものであると感じていたとしても、申請者に向けられた可能性のある屈辱的な雰囲気がどのように現れたかについての報告がなければ、単なる申請者の主観的な経験は、本件の客観的な評価においては、屈辱的な雰囲気に関する差別の推定を生じさせるのに十分ではない。

国家差別禁止・平等法廷は、本件は差別の推定を生じさせないと判断し、申請を却下した。

 法的に有効。

**292/2017**

**2017年11月21日、分科会**

障害のために車いすを使って移動している申請者は、政治団体が主催した一般公開の選挙集会に参加することが、会場に立ち入ることができないために不可能であったことから、差別を受けたと考えている。

被申立者によると、このイベントは、市町村選挙のキャンペーンの一環としてナイトクラブDで開催されたギグナイト（音楽の夕べ）であった。イベントの開催を決定する際、会場はアクセシブルでないことを知っていた。

被申立者は、このイベントの対象者たちは、このアクセシブルでない施設では必要な範囲にしか到達できないこと、また、これは選挙キャンペーンイベントの1つに過ぎず、被申立者が企画した他のイベントはすべてアクセス可能な施設で行われたことを指摘して、自らの行為を正当化した。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者が異なる状況下で異なる対象者たちに働きかけて選挙キャンペーンを成功させたいと考えていたことは容認できるとした。

被申立者は今回の選挙集会で、都市文化や世界をより良い場所にすることに関心のある約20〜40歳の人々を対象にしていた。被申立者は、この対象者たちには身体障害のある人も含まれていることを知っていたと表明した。

したがって、国家差別禁止・平等法廷は、目的を達成するための方法（アクセスできない施設で選挙集会を開催すること）を適切かつ必要とは考えなかった。

被申立者は、イベントを開催するために利用できるアクセシブルな施設があったであろうことを否定しなかった。

したがって、国家差別禁止・平等法廷は、これは許容できる理由に基づいた例外的な会場手配の問題ではないと判断した。

国家差別禁止・平等法廷は、アクセシブルでない施設で一般に公開された政治的な選挙集会を開催するという被申立者の決定が、申請者を間接的に差別したとみなし、被申立者が申請者やその他の障害のある人に対する差別的行為を継続または繰り返すことを禁止した。

法的に有効。

**236/2017**

**2018年1月30日、分科会**

　2016年、申請者は世界トレイル・オリエンテーリング（訳注　障害者スポーツとしても受け入れられているオリエンテーリングの一種）選手権大会のオープンリレーで銅メダルを獲得した。申請者は2011年にスポーツで同様の成功を収めて報われていたが、市はその成果に対して報いなかった。2011年に採択された新しい報奨規定に基づき、市はトレイル・オリエンテーリングは報奨に値するほどは一般的に知られた広く普及したスポーツではないと考えた。申請者は、スポーツの成果に対する報奨で差別されたと考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、主に障害のある人を対象としたスポーツに出場した申請者が、そのスポーツの功績に対して報奨を受けていなかったことから、間接差別の推定が生じたと判断した。

法廷は、報奨規則を変更してその曖昧さを減らし、新しい規則に従って報奨の対象を国際的に有名で広く普及しているスポーツに限定することは容認できると考えた。トレイル・オリエンテーリングは国際的に十分に知られているスポーツではないため、市が設定したスポーツの成果を報いるための基準はこのケースでは満たされなかった。国際的に知名度が高く、広く普及しているスポーツに報奨を限定することは、差別禁止法第13条で言及されている方法で、上記の目的を達成するために適切かつ必要な方法であった。

国家差別禁止・平等法廷は、差別の推定が反証されたとみなし、申請を却下した。

法的に無効。

**314/2017**

**2018年6月18日 分科会**

申請者は、拡張義務教育の範囲内で、就学前教育または総合学校（訳注　7歳から15歳の子供への義務教育学校）の第1学年の前に学校が主催する一般オリエンテーションの日に招待されなかったことで、障害のために差別されたと考えた。その代わりに、拡張義務教育の範囲内である初等前教育の前に、別の機会に学校を訪問するよう招待されていた。

国家差別禁止・平等法廷は、拡張義務教育の範囲内である就学前教育の前に学校を訪問したことについて、学校側の行為は積極的な特別扱いのケースであると判断した。また、総合学校1年生の前に学校が開催するオリエンテーションに招待されなかったことについても、同等の状況にある生徒に比べて不利な扱いを受けていないと判断した。法廷は、本件は差別の推定を生じさせないと判断し、申請を却下した。

**178/2016**

**2018年3月21日、本会議**

申請者は、障害があるために被申立者のトラベルカードのバリュー機能を利用できないため、被申立者が主催する公共交通機関のサービスを他の人と平等に利用できないと考えた。申請者は被申立者に対し、合理的配慮として、トラベルカードのバリュー機能の使用を免除することを要求した。被申立者は、申請者が他の人と平等に公共交通機関を利用する機会は、他の方法で確保されていると考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、被申立者が本件で生じた差別の推定を覆すような説明を提示していないと判断した。したがって、同法廷は、被申立者が申請者の合理的配慮を否定したと判断し、申請者に対する差別を繰り返すことを禁止した。

2018年1月1日以降、申請者は被申立者から無料でトラベルカードを受け取る可能性があり、したがって視覚障害のために被申立者の公共交通機関のサービスにおける旅行代金の支払いに関連する合理的配慮を必要としていないことを考慮して、国家差別禁止・平等法廷は、本件では既定の罰金を課す必要はないと判断した

法的に無効。

**301/2017**

**2018年1月30日、分科会**

申請者は、2か月前に膝を痛めたため、前腕支持松葉杖（訳注　前腕に通す筒状の支持具と手でつかむアームが付いている一対の杖）で移動しなければならなかった。申請者は、タクシーサービスにおいて差別されたと考えた。

国家差別禁止・平等法廷は、申請者は一時的な負傷のため、申請書で言及された時点では障害のある人とみなされるべきではなかったと判断した。そのため、タクシー運転手の合理的配慮を行う義務は評価されなかった。また、本件は申請者の健康状態による差別の推定も生じないと判断し、申請を却下した。

法的に無効。

**５　司法長官の決定**

**OKV/834/1/2012**

控訴人は、パーソナルアシスタントの支給に関する事案で、市の高齢者および障害者向けサービスの手続きを批判した。控訴人の障害者サービス・支援法に基づくパーソナルアシスタントの申請は、2012年春に開始された。サービスの必要性を評価するための家庭訪問が2012年11月13日に行われ、同日にサービス計画が作成された。2012年12月18日に支援申請に関する決定がなされた。

副司法長官の代理は、サービスニーズの評価は、障害者サービス・支援法第3条(a)(1)に記載されている、申請書を受け取ってから7営業日目以降に開始されたと宣言した。サービスプランは、障害者サービス・支援法第3条第a項第2号の規定にあるように不当に遅延することなく作成されてはおらず、案件の決定は、障害者サービス・支援法第3条第a項第3号の規定にあるように案件の開始から3ヶ月以内に行われてはいない。書類からは、その理由についての説明は得られなかった。サービスニーズを評価するための訪問とサービス計画は2012年11月13日に行われ、説明要求が2012年10月17日に副司法長官に対して行われたので、副司法長官への訴えがなければ、上記の法律に基づいて行われた措置がさらに遅れた可能性があると考えられる。

副司法長官の代理は、パーソナル・アシスタンスの申請の法定の迅速な処理に関して、市の社会・保健サービスが障害者サービス・支援法の規定に準拠するよう注意を促した。

**OKV/1130/1/2012**

控訴人は、障害者サービス・支援法に基づく申請や、障害者サービス・支援法に基づいて出された決定の処理が遅れていることを批判した。また、障害者サービス・支援法のパーソナル・アシスタンスに関する決定の根拠には、パーソナル・アシスタンスの人物に関する法律上根拠のない記述が含まれていることが明らかになった。副司法長官は、障害者サービス・支援法第8条(d)(4)および行政手続法第45条の適用について、市町村連盟の注意を喚起した。また、アパートの改造工事に関する申請の処理が、障害者サービス・支援法に定められた処理時間を超えていたことも明らかになった。本件はやや不明瞭なままであり、そのため申請の処理が障害者サービス・支援法第3条(a)(3)に規定された期限を超えたが、副司法長官は市町村連盟に対し、同規定を遵守することの重要性について見解を示した。

**OKV/254/1/2014**

障害者サービス法に基づく公式決定に対する修正要求の処理は、市の社会医療委員会で5.5か月にわたって行われた。副司法長官は、取り扱いが遅れたことを述べ、是正要求の取り扱いは緊急性をもつと委員会の注意を喚起した。

**OKV/875/1/2017**

副司法長官は、市町村の社会サービスに対し、障害者サービスに関する事項や督促を遅滞なく処理する義務と、法律で定められているサービス計画の作成と見直し、利用者への送付の義務について注意を喚起した。また、行政裁判所に対して、不服申し立てを不当な遅延なく処理する義務があることを指摘した。

重度の障害のある人のためのパーソナル・アシスタンスに関する社会サービスによるケースの処理は、3ヶ月と20日に及んだ。副司法長官は、正式な決定が法定の3ヶ月という期間内になされなかったと述べた。控訴人は決定が遅れていることについて社会サービスに督促状を送っており、この督促状の処理には約6週間を要した。法律によれば、督促状は合理的な期間内に処理されなければならず、福祉保健国家監督局のガイドラインによれば、1～4週間である。上級法務監督官の監督実務によれば、合理的な期間とは、特に問題のあるケースを除き、約1ヶ月とされている。上記のガイドラインと監督実務に照らして、社会サービスは合理的な期間内に督促状を処理していなかった。

パーソナル・アシスタンスをどのように提供するかを決定する際に、サービス計画は非常に重要な文書である。控訴人のサービス計画は見直されたが，社会サービスは，見直された計画が控訴人に送られて承認されたかどうかわからなかった。副司法長官は、重度障害のある人の法的保護の観点から、サービス計画が適切に作成され、最新のものであることが特に重要であると断言した。本件に関する社会サービスの行動は、法的要件を完全には満たしていなかった。

さらに、控訴人が行った障害者サービスに関する訴えを行政裁判所が処理するのに要した時間は17カ月強であったが、2016年のこのカテゴリーの事案の平均処理時間は9カ月未満であった。副司法長官は、本件の処理は不当に遅延したと宣言した。

**OKV/882/1/2015**

副司法長官の代理人は、障害者法制の改革において、指導・援助業務に関する規制の明確化に注意を払うことが望ましいと考えている。彼はその意見を社会・保健省に伝えた。

障害者サービス・支援法によると、重度の障害のある人がパーソナル・アシスタンスの雇用者となる場合、市町村は重度の障害のある人に対して、雇用に関する事項を指導・支援する義務がある。本件の訴えでは、この指導・援助業務が行政の機能であるかどうか、また、その業務を民間団体に委ねて実施することができるかどうかなどが問題となった。

指導・援助業務の内容については、非常に異なった見解があり、法律の規定は、その実際の適用において、広く解釈されている。副理事長代理は、現在準備中の障害者法制の改革では、指導・援助課題に関する規定の明確さ、課題の内容、その法的性質、当該事項の立法化のために設定された要件に注意を払う必要があると表明した。業務の定義が明確になれば、異なる解釈を防ぐことができ、その結果、雇用者として行動する重度の障害のある人が互いに平等になる。

副司法長官の代理人の見解では、指導・援助の業務には、公的な行政機能とその他の種類の機能の両方が含まれる。この任務は、より一般的なカウンセリングを核としており、その人が必要とする指導・援助の種類に応じて拡大・深化される。

現行のフィンランド憲法が発効する前に制定された規則では、市町村には、市町村が提供しなければならない社会・医療サービスをどこで調達するかを決定する一般的かつ緩やかな権限が与えられていた。副司法長官代理によると、指導や援助に関するサービスの提供を民間業者に任せることは、当時の規制に反していないという。現行憲法によれば、公的な行政機能を担うのは主に当局であり、当局以外の者に与えられるのは限定的である。副司法長官の代理人は、上述の規定は、規制の正確さと明確に定義された性質という点で、現行憲法で定められた要件を満たしていないと考えた。

**６　国会オンブズマンの決定**

**2391/4/13**

国会オンブズマンの意思決定慣行によれば、受刑者は身体的障害のために孤立した状況で服役することを義務づけられるべきではない。身体障害のある囚人が、他の囚人と同じ理由で開放された施設に入れられることは、選択肢の一つでなければならない。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/2391/2013

**3703/4/14**

国会オンブズマンの決定番号3703/4/14は、合理的配慮に関するものである。国会オンブズマンは、処罰事項を記録する警察の実務において、差別禁止法第15条で言及されている方法で、障害のある人の特別なニーズが考慮されるべきであるとした。国会オンブズマンは、例えば、身体障害や機能制限のある車の運転手が希望すれば、処罰事項を記録している間、車の中で待つことを許可する慣行は、そのような状況における身体障害のある人の立場を合理的に保護するものであると判断した。

**4576/4/14**

国会オンブズマンの決定第4576/4/14号によると、合理的配慮をする義務は、基本的人権を規定する法律の解釈や依頼者の最善の利益の配慮と合わせて、当局により強い義務を課すことを意味する。例えば、施設に収容された障害のある人が自己決定権の制限を受けたり、強制的な措置を受けるようになった状況で、自己決定権を促進する予防的な手段を見つけたり、強制的な措置でも個々人に合わせて対応するように計画するなどを意味する。このより強い義務という点は、障害のある人の移動の自由やその他の基本的権利が制限されるような社会福祉住宅にも適用される。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/4576/2014

**24/4/15**

訴訟番号24/4/15では、原告の息子は自閉症スペクトラムの若年者であり、独立した生活を始めようとしており、遅滞なく提供される住宅サービスが必要なことが考慮されていた。公務員が下した決定は、地域の国家行政機関の法的に有効な決定によって取り消されたため、この問題は市町村の社会サービスに差し戻された。しかし、社会サービス・医療ケア部門は、地方の国家行政機関の決定を実行するために直ちに行動を起こすことができず、この問題についてその国の機関に不服を申し立てる決定もなされなかった。この理由及び、原告の息子のための当該住宅サービスの手配にはすでに不当にたくさんの時間がかかっていたことから、国会オンブズマンは社会サービス・医療部門の行為を著しく非難すべきものと判断した。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/24/2015

**233/4/16**

国会オンブズマン代理補（The Acting Deputy Parliamentary Ombudsman）は、国連・障害者権利条約で言及されている合理的配慮の義務は、場合によっては、例えば、障害のある人に適用される方法を個別に見直し、その結果、その人の情報へのアクセスを評価することによって、障害のある人の情報へのアクセス権を保護する必要があると考えている。国会オンブズマン代理は、決定番号233/4/16において、本件では、利用者のサービス計画を手書きで作成する社会保健サービスの方法は、サービス計画に記入された自分に関する特定の重要な詳細情報にアクセスする障害のある人の権利を危険にさらしている可能性があると考えた。オンブズマン代理によると、視覚障害のある人の権利を実現するためには、障害を考慮した方法でサービス計画を閲覧・確認できるようにすることが望ましいとのことである。今日では様々な種類のラップトップや端末機器が容易に入手できることから、副国会オンブズマン代理補は、このような便宜を図ることは、経済的にもその他の面でも不合理な負担とはならないと判断した。https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/233/2016

**1066/3/16**

国会オンブズマンの命を受けて知的障害のある人のための保護居住施設を査察した際、当局は木製の屋内ゲートに気づいた。その機能は、挑発的な行動をとる居住者の共有スペースへのアクセスを制限または遮断し、彼らが自分自身や他の居住者に危害を加えるのを防ぐことであった。この鍵のかかるゲートは、電子的な監視装置に置き換えられる予定であった。この電子システムの目的は、入居者が自室を出るときにスタッフに知らせることであった。これにより、入居者の動きを予測することができるので、制限ゲートが不要になり、入居者を自室に隔離する必要がなくなる。オンブズマンは、スタッフが計画したゲートの撤去は、前向きな進展であると判断した。このような措置（合理的配慮）により、より制限的な選択肢を、居住者の自己決定権をより厳しく侵害しない解決策に置き換えることができたのである。

**1216/2016**

決定番号1216/2016において、国会オンブズマンは、合理的配慮を行う義務の下、刑務所病院は原告のために、寝がえりができるように幅の広いベッドを入手すべきだったと考えた。合理的配慮を行う上での不備に関する国会オンブズマンのこの見解は、情報と注意のために刑務所の医療ユニットに伝えられた。

**339/2017**

決定番号339/2017において、国会オンブズマンは、障害のある人が唯一のアクセス可能なトイレがある3階建ての建物の1階で審理を行うことを裁判のかなり前に要求した場合、裁判所に合理的配慮を図ることを検討する義務が発生すると考えた。このような場合、裁判所は、スペース的に1階の法廷に審理を移すことができるかどうかを検討すべきである。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/339/2017

**628/2017**

知的障害のある人のための住宅の査察において、国の監督機関は、居住者自身が明示的にドアの施錠を希望する時以外は、個室のドアが施錠されていないことを発見した。この住宅サービスユニットの1つのフロアでは、認知症を患っている居住者が、特別なドアとリストバンドをつけており、この人の動きを監視することができた。他の入居者の行動の自由を制限することはなかった。認知症用ドアと認知症用リストバンドの使用を、監視された移動に関する制限的措置とする決定がなされた。https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/628/2017

**1129/2017**

訴訟番号1129/2017は患者とその家族による情報へのアクセスに関する事案で、国会オンブズマン代理は、中程度の知的障害、脳性麻痺の障害、その他の原疾患のある61歳の患者に対してDNR（蘇生処置拒否指示）の決定を行った医師の行動を検討した。原疾患と患者の現在の健康状態は、DNRの決定や集中治療からの除外を正当化する十分な根拠とはならなかった。そのため、患者は障害を理由に不利益な立場に置かれた。

**3287/2017**

国会オンブズマン代理は決定番号3287/2017において、精神科病棟の隔離室で食事をしなければならなかった脳性麻痺で運動能力が低下している人に対する、薄いマットレスの上に床に座って、適していない食器や用具を使って食事をしなければならなかったという扱いは、品位を落とし、屈辱的であったと考えた。この処遇は人間の尊厳を尊重するものではなく、質の高い健康と医療を提供するものとは言えない。告訴人は、24時間以上続く隔離の間、オムツを着用していた。患者記録の記載が不十分であったため、人間の尊厳を持って扱われるという原告の権利、および良質な保健医療の提供がこの点で満たされていたかどうかについて、副国会オンブズマンが確信を持つことはできなかった。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/3287/2017

**5662/2017**

事例番号5662/2017 は、移動の自由の制限に関わるものである。障害のある人のための学生用宿泊施設の査察において、ある若者の移動の自由を、例えばキッチンや外のエリアに制限することによって、共有フラットのすべての居住者の移動の自由を制限していることが観察された。オンブズマンは、知的障害者特別ケア法第42m条によれば、一人の移動を監視することで他の人の移動の自由が制限されないように配慮しなければならないことを強調した。何らかの理由で入所施設内の他の若者の移動の自由を制限しなければならない場合、これに関する決定は同法に基づいて行われるべきである。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/5662/2017

**5920/2007年、6670/2017年、6311/2017年**

北カレリア共同市町村の社会・保健サービス（Siun Sote）が管理する障害のある人向けの居住型長期介護施設を査察したところ、居住型施設ではケージベッド（籠で囲まれたベッド）が使用されていることが確認された。欧州拷問防止委員会（CPT）の見解に基づき、これらの居住型長期介護施設に対して、ケージベッドの使用を中止し、代わりの解決策を見つけるよう要請した。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/6670/2017

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/6311/2017

**6270/2017**

訴訟番号6270/2017では、国会オンブズマンは、ある応用科学大学に対し、食事を提供する方法に適度な配慮ができるかどうかを評価し、申立人と協力して、申立人の健康状態を考慮した上で、申立人が勉強に参加し、前進することができるような食事に関する解決策を得ることを提案した。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/6270/2017

**1496/2017**

国会オンブズマンは、決定番号1496/2017において、患者の意思に反して治療することは、患者の個人としての完全性（personal integrity）に対する重大な侵害であると指摘した。措置の効果的な調査には、措置の根拠が慎重に評価され、記録されていることが必要である。今回のケースでは、医療記録に薬の投与前に行われた説明（患者法でいうところの）の記載がなかったため、手順に不備があった。また、医療記録には、精神保健法第22b条の要件を満たすかどうかについての医師による評価が含まれておらず、自己決定を制限する措置の記録リストにも注射の記載がなかった。国会オンブズマンは、皮下注射に関する決定が原告の手続き上の権利を侵害し、その結果、原告の法的安全性を侵害したと考えた。

https://www.oikeusasiamies.fi/fi/ratkaisut/-/eoar/1496/2017

**3158/2017**

国会オンブズマンは、決定番号3158/2017において、精神科病院の患者が、精神科病院での非自発的治療のために入院する根拠となった決定を理解していなかったことを問題視した。その結果、患者は支援なしで決定に不服を申し立てる可能性がなかったと思われる。病院からの報告によると、後見の申請書が提出されていたが、後見機関からの決定が届いていなかった。国会オンブズマンは、病院が患者のために後見人を指定する措置を取ったことは適切であると考えた。しかし、オンブズマンは、患者の不服申し立ての権利をより早期に保証する手段を病院は持っていたと述べた。

**７　差別禁止オンブズマンの声明**

**差別禁止オンブズマンによる裁判所への意見書の例（2016-2018）**

**VVTD-2016-26**

2016年8月18日、差別禁止オンブズマンは北フィンランド行政裁判所に対し、障害のある子どもが、その子の家族が提供するタクシーサービスを利用して障害者サービスとして移動することを、市町村が禁止した結果、子どもが市町村で交通機関のサービスを受ける機会が、そのサービスを受ける権利を持つ他の障害のある人の機会よりも制限されたという事案について声明を発表した。オンブズマンは、本件の状況において、子どもは市町村に居住し、交通サービスを利用している他の障害のある人と比較して不利な立場に置かれていたとした。

**VVTD-2017-7**

2017年10月16日、差別禁止オンブズマンは最高行政裁判所に対し、PEG（胃ろう）ボタンを通して栄養液で栄養補給している障害のある生徒のために、市町村が無償の学校給食を手配しなかった事案について声明を発表した。オンブズマンによると、基礎教育法で言及されている無償給食を拒否する納得できる理由を、オンブズマンは知らされていなかった。また、障害のある人の効果的な平等を実現するために合理的配慮を図るという差別禁止法第15条の義務を考慮する点については、本件においては正当化された。

**VVTD-2017-496**

2018年3月8日、差別禁止オンブズマンはヘルシンキ行政裁判所に対し、パーソナルアシスタントの旅費・ホテル代の補償について声明を発表した。ある市町村は、障害のある人に、計画された海外旅行中に、障害者サービス法に基づいて提供されるパーソナルアシスタントを利用する権利を与えていた。しかし、障害のある人が病気になったため、その旅行はキャンセルされた。オンブズマンは、重度の障害のある人が突然病気になったために、無料で提供されるはずの障害者サービスを受ける主観的権利（訳注　主観的権利とは，国民が国家に義務付けさせることのできる権利で、思想・良心の自由，表現の自由，職業選択の自由など。対立概念は「客観法」で，国家の義務だが国民の権利とまでは言えない政教分離原則など。）を利用するための費用を支払わなければならないのは不合理だと考えた。オンブズマンによると、障害のない人や重度の障害のある人が雇用者モデル以外のモデルでパーソナルアシスタンスを受けている場合と比べて、この人は不利な立場に置かれていた。また、健康上の理由で劣位に置かれているとも考えられる。

**VVTD-2018-30**

2018年3月12日、差別禁止オンブズマンは、障害がありフィンランドに住む難民の家族再統合の権利に関する事案で、最高行政裁判所に見解を出した。オンブズマンは、フィンランド移民局が障害のある保証人に適用した十分な経済的能力の要件は不合理であるとした。特に、フィンランドを拘束する国連・障害者権利条約、欧州人権裁判所の判例法、公的機関に人権に有利な方法で法律を解釈することを義務づけているフィンランド憲法第22条などの法源を考慮し、外国人法で認められている要件の免除がなされるべきであった。

**VVTD-2018-30**

2018年5月7日、差別禁止オンブズマンは、本人の帰責事由により生徒の学校生活が中断された場合にも、無償の学校輸送を受ける中学校生徒の権利に関する事案で、最高行政裁判所に対して見解を発表した。この生徒は、成長・発達が遅れている生徒や知的障害のある生徒のリハビリ教育のためのグループで教えられていた。オンブズマンは、最高行政裁判所の注意を喚起し、問題となっているケースでは、基礎教育法だけでなく、差別禁止法も適用されなければならず、特に後者の法律の第15条では、障害のある生徒が他の生徒と平等に教育を受けることができるように、教育提供者がそれぞれの状況で必要とされる合理的配慮を行うことを義務付けていることを指摘した。

**VVTD-2018-30**

2018年9月11日、差別禁止オンブズマンは北フィンランド行政裁判所に対し、重度の障害のために障害者サービス法に基づく輸送サービスを利用していた原告が、自宅と一般の高等学校との間の移動のために、公共交通機関を利用していた生徒よりもかなり高い月額費用を負担していたことを不合理と考える旨の見解を発表した（学校の輸送補助金がある場合は43ユーロ/月、障害者サービスとしての輸送がある場合は200ユーロ/月以上の費用がかかる）。オンブズマンは、差別禁止法（1325/2014）の第15節で課せられている公的機関の合理的配慮の義務が、本件でも適用されるべきであったとした。オンブズマンによると、市町村の障害者輸送サービスの利用者が全体的に支払った差し引き額（訳注　市町村が輸送サービス事業者に支払う額はこの利用者負担を差し引いた額となる）は、この問題の決定的な要因ではなく、原告の学校に通う効果的な機会が損なわれたかどうかという問題でもなかった。むしろ、重要な問題は、問題となっているこの個別ケースにおいて、原告の出身市町村に対して、原告の他の生徒との効果的な平等を実現するために、差し引き額を減額することを合理的に要求できるかどうかであった。

**VVTD-2018-30**

2018年10月4日、差別禁止オンブズマンは、十分な支援措置を講じた通常の教育グループでインクルーシブ教育を受けるという生徒の権利を実現するために、障害のある総合学校の生徒がパーソナルアシスタントを利用する権利に関する問題で、最高行政裁判所に対する見解を発表した。オンブズマンは見解の中で、差別禁止法第6条に基づく教育提供者の義務として、平等を促進し、可能な限り差別禁止法第15条に基づいて障害のある人が要求する合理的配慮を図ることに最高行政裁判所の注意を喚起した。生徒の世話と保護をしている人々は、生徒が少人数での指導に移ることを望んでいなかった。オンブズマンは一般論として、教育の措置では子どもの最善の利益と希望を考慮しなければならないと述べた。また、インクルーシブ教育が生徒のために手配できる場合、そのような状況でパーソナルアシスタントを拒否することは、予算の適切な使用だけでは正当化できず、生徒の支援ニーズと合理的配慮の義務は、子どもの状況とニーズを考慮して、個別に評価されなければならないと指摘した。

（翻訳・佐藤久夫、岡本明）